

政令第 号

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十六条」を「第六十五条」に、「第六十七条―第七十条」を「第六十六条―第六十九条」に改める。

第一条中「該当するもの」の下に「（第六十二条第一項第三号及び第八号において「研究開発段階発電用原子炉」という。）」を加える。

第五十七条第一項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第五十九条中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十二条第一項中「第七十一条第八項」を「第七十一条第六項」に改め、同項第二号中「発電用原子炉」を「実用発電用原子炉」に改め、同項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「若しくは第五十七条の六第三項」及び「若しくは第五十七条の七第四項」を削り、「法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認にあつては、」を「船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「発電用原子炉」を「実用発電用原子炉」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）

第六十二条第一項第五号及び第六号を削り、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「設置する原子炉」の下に「（研究開発段階にあるものを除く。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第二号の次

に次の二号を加える。

三 研究開発段階発電用原子炉に係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

四 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものに限る。）に係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

第六十二条第一項第十二号及び第十三号を削り、同条第二項第一号中「又は第五号」を削り、同項第二号中「第四号」を「第六号」に改め、「文部科学大臣及び」を削り、同項第三号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前項第三号に掲げる届出の受理 文部科学大臣及び経済産業大臣  
第六十二条第二項に次の一号を加える。

五 前項第五号に掲げる届出の受理 国土交通大臣

第六十二条第三項を削り、同条第四項第三号中「第一項第九号」を「第一項第十号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第一項第八号」を「第一項第九号」に改め、同号を同項第三号とし、同項

第一号中「第一項第七号」を「第一項第八号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第一項第七号に掲げる確認 経済産業大臣

第六十二条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「次の各号」を「第一項第十一号」に、「当該各号に定める大臣」を「経済産業大臣」に改め、同項各号を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項を削る。

第六十五条を削り、第六十六条を第六十五条とし、第七章中第六十七条を第六十六条とし、第六十八条から第七十条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第一、別表第二及び別表第三中「第六十六条関係」を「第六十五条関係」に改める。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正)

第二条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に

改める。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第三条 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表文部科学省の項中「二、一五五人」を「二、〇九七人」に改め、同表環境省の項中「二、〇一〇人」を「二、〇六八人」に改める。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第四条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

（独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令の一部改正）

第五条 独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条（見出しを含む。）中「第二十八条第一項第四号ロ」を「第二十八条第一項第五号ロ」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第六条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第二号中「加工施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設（発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）以下この項及び第七項第六号において「整備法施行令」という。）第三条第八号から第十号までに該当するものを除く。）をいう。以下この号及び第十七号、第六項第六号及び第十三号並びに第七項第一号、第二号及び第十一号において同じ。）若しくは試験研究炉等（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であつて試験研究の用に供するもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十三条第二号に規定する使用施設等であつて、原子力災害対策特

別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第四号に規定する原子力事業所に設置されるもののうち、整備法施行令第三条第一号、第二号、第六号、第七号又は第十号に該当するもの以外のものをいう。以下この号及び第七項第一号において同じ。）の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県（次条第一項各号の定めるところによりイに掲げる交付金の交付に関する事務を行う所管大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行うイに掲げる交付金の交付、原子力発電施設等の設置が、」を「の設置が」に、「及び第七項第五号」を「並びに第七項第一号及び第五号」に、「次条第一項各号の定めるところによりロ又はハに掲げる交付金の交付に関する事務を行う所管大臣」を「経済産業大臣」に、「ロ又はハに」を「イに」に、「ニに」を「ロに」に、「ホに」を「ハに」に、「へ及び第十五号ロ」を「ニ及び第十号ロ」に、「へに掲げる」を「ニに掲げる」に、「トに掲げる」を「ホに掲げる」に、「チに」を「へに」に改め、同号イ及びロを削り、同号ハを同号イとし、同号ニを同号ロとし、同号ホ中「へに」を「ニに」に、「イ及びトに」を「ホに」に改め、同号ホを同号ハとし、同号へを同号ニとし、同号トを同号ホとし、同号チを同号へとし、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを削り、第十号を第五号とし、

第十一号を第六号とし、第十二号を第七号とし、同項第十三号中「第二十一号」を「第十六号」に、「次条第一項第四号」を「次条第一項第五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十四号中「第二十一号」を「第十六号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十五号口中「第二号へ」を「第二号ニ」に改め、同号ハ中「第十三号」を「第八号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十六号を同項第十一号とし、同項第十七号中「原子力災害対策特別措置法」の下に「（平成十一年法律第百五十六号）」を加え、「加工施設の設置」を「加工施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設（発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号。以下「整備法施行令」という。）第三条第八号から第十号までに該当するものを除く。）をいう。以下この号、第六項第六号及び第十三号並びに第七項第一号、第二号及び第十五号において同じ。）の設置」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十八号中「次条第一項第四号」を「次条第一項第五号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十九号を同項第十四号とし、同項第二十号中「第二十四号へ」を「第十九号へ」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第二十一号中「第十三号」を「第八号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二十二号を同項第十七号とし、同項第二十三号



を同項第十八号とし、同項第二十四号ハ中「第二十八号」を「第二十三号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第二十五号を同項第二十号とし、同項第二十六号中「第二十四号イ」を「第十九号イ」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第二十七号を同項第二十二号とし、同項第二十八号を同項第二十三号とし、同条第七項第一号中「の設置が、」を「（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であつて試験研究の用に供するもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十三条第二号に規定する使用施設等であつて、原子力災害対策特別措置法第二条第四号に規定する原子力事業所に設置されるもののうち、整備法施行令第三条第一号、第二号、第六号、第七号又は第十号に該当するもの以外）のものをいう。以下この号において同じ。）の設置が」に、「内閣総理大臣」を「次条第一項各号の定めるところによりイ又はロに掲げる交付金の交付に関する事務を行う所管大臣」に、「当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合の緊急時における当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の地域の住民の安全の確保のためにあらかじめ

講ぜられる措置に要する費用に充てるための」を「イ又はロに掲げる交付金の交付及び所在都道府県又は所在都道府県に隣接する都道府県（環境大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行うハに掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合の緊急時における当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の地域の住民の安全の確保のためにあらかじめ講ぜられる措置に要する費用に充てるための交付金

ロ 原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の地域における放射線監視施設の設置及び運営に要する費用に充てるための交付金

ハ 原子力発電施設等の周辺の地域における地震に関する観測並びに土地及び水域の測量を行うための施設の設置及び運営又は地震に関する情報の収集及び整理並びに原子力発電施設等の周辺の地域の住民に対する地震に関する情報の提供に要する費用に充てるための交付金

第五十一条第七項第三号中「又は第五号」を「、第五号若しくは第十一号」に改め、「規定する措置」の下に「又は第十二号に規定する放射線監視」を加え、同項中第十三号を第十七号とし、第十二号を第十

六号とし、第十一号を第十五号とし、第十号の次に次の四号を加える。

十一 放射線量の測定及び被ばく者の救助その他の医療に係る措置に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

十二 第一号口に掲げる交付金の交付を受けた都道府県による放射能調査と相互にその結果を比較するために行う放射能調査及び当該都道府県による放射線監視の結果を収集して行う放射線に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

十三 原子力発電施設等の周辺の海域における放射能に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

十四 原子力発電施設等における放射線業務に従事し、又は従事したことのある者に対して行う放射線による人体への影響に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

第五十二条第一項第三号中「前条第七項第一号」を「前条第七項第一号イ」に改め、同項第四号イ中「前条第一項第二号イ、ロ、ニ及びチ」を「前条第一項第二号ロ及びへ」に、「同項第三号、第六号から第九号まで、第十六号、第十九号及び第二十五号」を「同項第十一号、第十四号及び第二十号」に改め、同号ハ中「並びに第六項第五号及び第六号」を「及び第六項第六号」に改め、同項第五号ロ中「前条第一項

第四号、第十三号、第十七号、第十八号、第二十三号及び第二十四号」を「前条第一項第三号、第八号、第十二号、第十三号、第十八号及び第十九号」に、「同項第二十七号及び第二十八号」を「同項第二十二号及び第二十三号」に改め、同号ハ中「前条第一項第二号ホからトまで」を「前条第一項第二号ハからホまで」に、「同項第十四号及び第十五号」を「同項第九号及び第十号」に改め、同号ニ中「前条第四項第五号、第六号及び第九号」を「前条第四項第九号」に改め、「第三号」及び「並びに同項第十三号に規定する拠出金の拠出」を削り、同号に次のように加える。

ホ 前条第四項第五号及び第六号並びに第六項第三号に規定する補助金又は委託費の交付並びに同項第十三号に規定する拠出金の拠出に関する事務（第七号イに掲げる事務を除く。）

第五十二条第一項第六号ロ中「前条第一項第二号ハ」を「前条第一項第二号イ」に、「同項第十号から第十二号まで、第二十号から第二十二号まで及び第二十六号」を「同項第五号から第七号まで、第十五号から第十七号まで及び第二十一号」に改め、同号ハ中「前条第一項第二号ホからトまで」を「前条第一項第二号ハからホまで」に改め、同号ニ中「前条第一項第五号」を「前条第一項第四号」に改め、同号ホ中「前条第一項第十四号及び第十五号」を「前条第一項第九号及び第十号」に改め、同項第七号中「事務の

うち、前条第七項第二号から第十号まで及び第十二号に規定する補助金、委託費又は交付金の交付に関する事務、同項第十一号に規定する拠出金の拠出に関する事務及び同項第十三号に規定する措置に関する事務」を「次に掲げる事務」に改め、同号に次のように加える。

イ 前条第四項第五号及び第六号並びに第六項第三号に規定する補助金又は委託費の交付並びに同項第十三号に規定する拠出金の拠出に関する事務のうち、保障措置に係るもの

ロ 前条第六項第五号に規定する委託費の交付に関する事務

ハ 前条第七項第一号ロ及びハに掲げる交付金並びに同項第二号から第十四号まで及び第十六号に規定する補助金、委託費又は交付金の交付に関する事務、同項第十五号に規定する拠出金の拠出に関する事務並びに同項第十七号に規定する措置に関する事務

第五十四条中「第五十一条第一項第十三号及び第十四号」を「第五十一条第一項第八号及び第九号」に改める。

附則第七条中「第五十一条第一項第五号、第十二号、第十三号イ及び第二十四号ロ」を「第五十一条第一項第四号、第七号、第八号イ及び第十九号ロ」に、「同項第十一号、第十八号及び第二十六号」を「同

項第六号、第十三号及び第二十一号」に改める。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第七条 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一 文部科学省の項中  
「水戸原子力事務所  
日本学士院」を「日本学士院」に改める。

（文部科学省組織令の一部改正）

第八条 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

「第四節 施設等機関（第八十九条―第九十一条）

目次中

第五節 地方支分部局（第九十二条）

を「第四節 施設等機関（第八十九条―第

九十二条）」に改める。

第七条中第二十一号及び第二十二号を削り、第二十三号を第二十一号とし、第二十四号から第二十八号までを二号ずつ繰り上げる。

第八条中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十七号までを一号ずつ

繰り上げる。

第九条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を削り、第二十二号を第二十号とし、第二十三号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げる。

第五十四条中「四課」を「三課」に、  
「産業連携・地域支援課  
放射線対策課」  
を「産業連携・地域支援課」に改める。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条 削除

第六十七条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第七十一条第四号を削り、同条第五号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、同号を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第七十六条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とする。

第一章第五節の節名を削る。

第九十二条を次のように改める。

## 第九十二条 削除

(原子力規制庁組織令の一部改正)

第九条 原子力規制庁組織令(平成二十四年政令第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、六」を「、七」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第六条の規定による改正後の特別会計に関する法律施行令(以下この項において「新特会法施行令」という。)の規定は、平成二十五年度の予算から適用し、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の平成二十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、同条の規定による改正前の特別会計に関する法律施行令の規定により定められる電源開発促進勘定の電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策の平成二十五年度の歳入に繰り入れるべ



き金額があるときは、新特会法施行令の規定により定められる電源開発促進勘定の電源立地対策（以下「新電源立地対策」という。）、電源利用対策（以下「新電源利用対策」という。）及び原子力安全規制対策（以下「新原子力安全規制対策」という。）の区分に従って、電源開発促進勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 電源開発促進勘定の平成二十四年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新電源立地対策、新電源利用対策及び新原子力安全規制対策の区分に従って、同勘定に繰り越して使用することができる。

3 この政令の施行の際、電源開発促進勘定に所属する権利義務は、新電源立地対策、新電源利用対策及び新原子力安全規制対策の区分に応じ、同勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により電源開発促進勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、新電源立地対策、新電源利用対策及び新原子力安全規制対策の区分に応じ、同勘定の新電源立地対策、新電源利用対策及び新原子力安全規制対策の歳入及び歳出とする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。

